

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（9 月 1 日時点）

部活動の取扱いについては、令和 2 年 8 月 4 日付け 2 西海学第 3 0 1 号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる部活動の取扱いについて（8 月 4 日時点）」でお知らせしたところですが、依然として警戒が必要な状況であるため、当面の間、下記のと通りの取扱いとします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

また、参考として、県立学校における部活動の取扱いについても送付します。

記

1 部活動の実施について

部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第 3 章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。

2 大会等の参加について

- 合同練習会や練習試合、合宿、演奏会など、他校等との交流は県内のみとし、県外との交流はしないこと。（県外チームを県内に招聘することを含む。）
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合は、県外も可とする。

3 部活動実施の留意点

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動の参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 感染症対策の観点から宿泊は伴わない方が望ましいが、宿泊を伴う場合には、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づ

く国内修学旅行の手引き（第1版）」を参考として、十分な対策を講じること。

- 大会への参加を含めて、合同練習会や練習試合、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流をする場合には、当該地域の新型コロナウイルス感染症の状況も含め参加について判断すること。
- 市外の学校と交流する場合には、当面の間、西海市教育委員会と協議すること。
- 社会体育についても同様の扱いとする。

西海市教育委員会学校教育課 参事 梅木澤 泰江
内線 2621 電話 37-0078
Mail umekizawa-yasue@city.saikai.lg.jp